

令和 2 年 8 月 2 8 日

不動産・建設経済局不動産業課

## 売買取引における IT 重説に係る社会実験の継続・ 電子書面交付に係る継続社会実験の開始

～コロナ禍における対応として、売買取引における IT 重説の社会実験の期間を延長致します～

国土交通省では、①個人を含む売買取引における IT 重説、②賃貸取引における電子書面交付に係る社会実験を実施しています。

このうち、①個人を含む売買取引における IT 重説につきまして、社会実験を 9 月 30 日までとしておりましたが、新型コロナウイルスの感染対策が求められる状況に鑑み同日以降も引き続き社会実験を継続することといたします。また、本格運用に向けた検討については、年度内に予定している「IT を活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」において社会実験と並行して議論を進めてまいります。

さらに、②賃貸取引における電子書面交付については、令和元年 10 月から 12 月までの社会実験の結果を踏まえて改定したガイドラインに従い、9 月 1 日から社会実験（継続）を開始いたします。

### 1. 個人を含む売買取引における IT を活用した重要事項説明に係る社会実験

- ・実施期間：令和元年 10 月 1 日～（令和 2 年 9 月 30 日以降も継続実施）  
※社会実験を継続しつつ、社会実験で収集するアンケート結果を基に本格運用の検討を進めていきます。
- ・登録募集：令和 2 年 4 月 8 日～（随時受付）

◆個人を含む売買取引における IT を活用した重要事項説明に係る社会実験

URL：[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000156.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000156.html)

### 2. 賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験

- ・実施期間：令和 2 年 9 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日
- ・登録募集：令和 2 年 8 月 5 日～（随時受付）  
※前回実験で既に登録いただいている方（113 社）の再度の登録は不要です。  
※生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）に定められている新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を活用して実施いたしますので、社会実験参加にあたっては本制度の新技術等実証計画の申請者となることに同意をいただく必要があります（申請書類は不要）。

◆賃貸取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付に係る社会実験

URL：[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000147.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000147.html)

### 【社会実験の概要及びガイドライン等はこちらから】

URL：[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000092.html)

<お問い合わせ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 石原、矢澤

TEL:03-5253-8111（内線：25125,25131）、FAX:03-5253-1557